



横須賀市立鴨居中学校

「学校いじめ防止基本方針」

学校教育目標

「自分をみがき 自分を生かす」

～自立・共生・貢献～

- 1 いじめ防止等に向けた基本姿勢
- 2 いじめ防止等に取り組むための校内組織
- 3 いじめ防止等の概要
- 4 いじめの未然防止
- 5 いじめの早期発見
- 6 いじめへの対処
- 7 重大事態への対応

1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》 いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

集団の中で、人との関わりを学ばせることは、義務教育の中で最も重要な学習内容のひとつである。そのため本校では、学校教育目標の「共生(共に生きる)」を重点目標として、意図的に様々な活動を設けている。ここで言う「共に生きる」とは、様々な個性を認め合い、支え合い、高めあう中で生きていくことを指している。

集団が目標をつくり、その達成に向かって困難を乗り越えさせるとき、必ず人間関係に軋轢(あつれき)が生まれてくる。そのとき教師は支え、時に助言し、仲間と共に成長していく姿を見守る姿勢を維持することが大切である。

しかし、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある場合は、毅然と対応していかなければならない。

そのため、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止等に取り組むための校内組織

校内いじめ防止対策委員会(支援教育推進委員会) 毎週時間割内で開催

① 役割

- ㊦ 集団の中で心配な生徒や長欠生徒の情報交換と具体的な対策を検討する。
- ㊧ 生徒の実態把握(Q-U)活用・総合的な学習の時間においてソーシャルスキルトレーニングを実施し、生徒同士の人間関係向上や未然防止に努める。(開発・研修の中心)
- ㊨ 緊急時の初動対応をおこなう。

② 構成メンバー

役職	校 長	教 頭	養教(委員長)	支援CD	登校支援相談員	スクールカウンセラー
役職	1年学年主任	2年学年主任	3年学年主任	生活指導1年	生活指導2年	生活指導3年

※サポートする組織として、生徒指導係会(反社会的な事例についての対応)を毎週開催する。

学校いじめ防止対策委員会 年間3回の開催 (状況によっては臨時開催を実施します)

① 役割

- ㊦ 学校としての取組状況の報告・検討・検証をおこなう。
- ㊧ その他

② 構成メンバー(下記に状況により教育委員会等の構成員が入る)

役職	校長(委員長)	教 頭	生徒指導担当	生活指導部長	教務部長	養 教
役職	支援CD	スクールカウンセラー	1年学年主任	2年学年主任	3年学年主任	学校運営協議会
役職	保護司2名	PTA会長	PTA 5名	学校運営協議会 5名		

※PTAについては、必要に応じて運営委員会からの参加もお願いする場合もある。

※学校運営協議会の委員についても、原則全員の参加をお願いしている。

3 いじめ防止等の概要（文中には未定や変更の可能性を含みます）

期	月	全校の取り組み(生徒会の動き)	いじめ防止等の概要
前	4	◎始業式・着任式・入学式 ○授業参観…学級懇談会 ■全校講話 ○家庭訪問	○週1回…校内いじめ防止対策委員会 (支援教育推進委員会) …生徒指導係会 ◎家庭訪問(保護者との情報交換)
	5	■全校講話 ○土曜参観 ○部活保護者会・PTA 総会 ○生徒総会 ▲校内研修会 ○市教委・学校防災訓練 ○修学旅行 5/29～31	◎第1回学校生活アンケート(Q-U) ⇒ 個人・集団の分析 ◎第1回学校いじめ対策委員会
	6	■全校講話 ○学年行事 ○中間テスト ○実力テスト ○教育課程研究会	◎二者面談
	7	○地区懇談会 ○三者面談 ○3年生教科面談(希望制) ■全校講話(7/21～夏季休業)	◎三者面談 ◎「第1回学校生活アンケート」(生活指導部)
	8	■全校講話 8/28 (前期再開)	
	9	○期末テスト ○小学生部活体験 ○鴨中祭 29 金	
	10	○1, 2年生教科面談(希望制) ○体育祭(21火) ○幼保小中合同防災訓練 ◎終業式 ■全校講話	◎「第2回学校生活アンケート」(生活指導部)
後	10	◎後期開始「学校へ行こう週間」	◎◎第2回学校生活アンケート(Q-U) ⇒ 個人・集団の分析
	11	○防災訓練(連合町内会主催) ○3年生中間テスト ○実力テスト ○生徒会役員改選 ▲校内研修会	◎◎第2回学校いじめ対策委員会 ◎二者面談月間
	12	■全校講話 ○12年中間テスト ○実力テスト ○3年三者面談 ○かも鴨フェスティバル ○1・2年生三者面談	◎◎三者面談 学校評価アンケートの項目に位置付け
	1	■全校講話(9火) 後期再開 ○3年三者面談 ○私立・公立出願 ○3年学年末テスト	
2	○新入生説明会 ▲校内研修会 ○私立一般入試/公立共通選抜 ○1・2年生 学年末テスト	◎◎第3回学校いじめ対策委員会 ◎「第3回学校生活アンケート」(生活指導部)	

3	○卒業記念講演 ○卒業証書授与式 ○修了式(25月)
---	------------------------------------

4 いじめの未然防止

1, の基本姿勢でも記述したとおり、学校として最も力を入れなければならない指導内容が「いじめの未然防止」である。そのためには、「集団の中の個」という視点で、個の成長と集団の成長を図るための教育活動(指導)を意図的に仕組んでいかなければならない。

生徒一人ひとりが、他者との違いを理解し、認め合い、支え合う集団には、ある特定の生徒を排除する等の人間関係は生まれないはずである。そのための具体策として、下記の7点を挙げる。

- ① 職員の感性を育てる。ただし、様々な場面で、保護者への指導も重要である。
教師が、様々な場面や態度・言葉等々から、生徒の状況を感じたり、集団の状況を感じる力が育つための環境をつくることが重要である。
1, 職員室の環境(スムーズな情報交換が日常的におこなわれるような環境作り)整備。
特に、学年会での情報交換・対策の検討は、大変重要な役割を持つ。
2, 校内研修会(Q-Uの活用法・生徒の心を育てる道徳教育等々)を企画する。
3, 様々なテーマを設定し、職員が自主的に参加できる研修会(鴨塾)を設定する。
4, 日常的な「心の教育」として「学校だより」等を発行し、教職員・生徒・保護者への指導を重ねる。
- ② 様々な方法を利用し、生徒の状況を知る。(面談・アンケート等)
家庭訪問・三者面談・二者面談等、保護者との情報交換を積極的におこなう。
- ③ 日々の場面を大切に、生徒・保護者との信頼関係を構築する。
大原則として、生徒の活動場所には「教師が常にいる」状態をつくる。これは、「授業の間」「始業前」「放課後」なども含めて、様々な場面で生徒の状況を把握するためのものである。
- ④ 互いに切磋琢磨できる学校行事を創り上げる。
意図的に、人と人との関わりを強めなければならない状況を作り出すことが重要である。
- ⑤ インターネット上の誹謗中傷は、大人の目により触れにくく発見しにくい。そのため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていく。
- ⑥ 生徒が主体となって「いじめはしない、させない、許さない」学校環境を創り出せるような活動に取り組みせていく。
- ⑦ 色々な配慮が必要な生徒に対しては、適切な支援の具体的方法を職員間で共有し、実践していく。

5 いじめの早期発見

早期発見のための具体策は、未然防止の項でも記載(3-㉞①②)した。ここでは、生徒・保護者が相談する方法として、様々な手段があることを明記し、伝えていく内容を示した。

㉞ 相談窓口の周知

鴨居中学校 職員室：046-841-0442

心の相談室(直通)：046-841-3830

横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ110番：0466-81-8111

(注) その他「いじめ問題の理解と対応」冊子参照

- ① 学校だより・保健室だよりの発行
- ② 教育相談週間(二者面談) I、6/1~6/30 II、11/1~11/30
- ③ スクールカウンセラーの活用学校の中で、第三者的な存在としての存在は大きい。生徒・保護者に周知させ、活用していくことは大きな意義がある。
① 毎週実施している「支援教育推進委員会」で、情報交換等の中で教職員に対しての指導・助言者として活用する。
② 生徒・保護者の相談の窓口として活用する。
- ④ スクールソーシャルワーカーの活用
必要に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を要請し、活用していく。
- ⑤ 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒(個・集団)の状況を客観的な把握に努める。アンケートについては、安心して記入できる学級の雰囲気をつくる。また、下記以外でも、必要に応じて無記名のアンケート等を工夫する。

学校生活アンケートの実施	年3回(7月、10月、2月)
--------------	----------------

6 いじめへの対処

- ア 発見・通報を受けた場合には、組織として対応しなければならない。
 - ① 受信者 ⇒ 学年主任 ⇒ 管理職 状況に応じて ⇒ 市教委・いじめ対策委員会(全体会) ⇒ 学年会 ⇒ 生徒指導係会 ⇒ 職員会議(全職員)
 - ② 被害者への聞き取り
 - ③ 加害者への聞き取り正
 - ④ 周辺生徒への聞き取り
 - ⑤ 全校生徒への聞き取り
- イ アの状況によって、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応する。
- ウ 3 いじめの未然防止でも述べたが、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合その場で指導する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもち、事実内容の確認や対応をしなければならない。
- エ いじめの事実が確認され、指導をおこなうことは当然だが、その後の被害者の状況を常に把握することが最も重要なこととなる。保護者とも密接に連携し、継続的に支援をしていく。また、時には被害者と加害者が入れ替わってしまうこともある。全職員で注視、情報交換を継続的にしていかなければならない。
- オ 被害生徒が、安心して授業を受けることができるように最大限の配慮が必要となる。
 - ① 一定期間、加害者生徒を別室で対応し、安心感を確保する。
 - ② 一定期間、被害者生徒を別室で対応し、安心感を確保する。
 - ③ その他、生徒・保護者、関係機関とも相談して対応していく。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- キ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとる。
- ク 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行う。

7 重大事態への対応

- ア 重大事態の定義

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

- イ 重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。
 - ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って適切に対応する。